

# **私立学校 申請・届出事務の手引き**

熊本県総務部総務私学局私学振興課

## 目 次

1	認可・届出事項一覧	5
1.1	学校法人等に関すること	6
1.2	幼稚園・小学校・中学校・高等学校に関すること	7
1.3	専修学校に関すること	8
1.4	各種学校に関すること	9
2	学校法人等の認可・届出	10
2.1	学校法人等の設立認可	11
2.1.1	事業計画の承認	11
2.1.2	寄附行為の認可	13
2.1.3	登記の届出	15
2.2	学校法人等の組織変更の認可	16
2.3	寄附行為の変更認可又は届出	18
2.4	学校法人等の解散認可・届出	19
2.5	学校法人等の合併の認可	20
2.6	役員等の就任・退任の届出	22
2.7	登記事項の変更	23
2.8	財務計算に関する書類等の届出	24
2.9	清算人の就職・清算の結了	25
3	学校(幼稚園)の認可・届出	26
3.1	学校(幼稚園)の設置認可	27
3.1.1	事業計画の承認	27
	私立学校(幼稚園)設置認可手続き(二段階審査)	28
3.1.2	学校(幼稚園)設置の認可	29
3.2	学校(幼稚園)廃止の認可	31
3.3	課程設置の認可	32
3.3.1	事業計画の承認	32
3.3.2	課程設置の認可	33
3.4	課程廃止の認可	34

3.5	学科設置の認可・届出	35
3.5.1	事業計画の承認(高等学校)	35
3.5.2	学科設置の認可(高等学校)	36
3.5.3	学科設置の届出(専修学校)	37
3.6	学科廃止の認可・届出	38
3.7	設置者の変更の認可	39
3.7.1	事業計画の承認(新たに学校法人の設立や施設の変更を伴う場合)	39
3.7.2	設置者変更の認可	40
3.8	収容定員増に係る学則変更の認可・届出	41
3.8.1	収容定員増に係る学則変更の認可(専修学校以外)	41
3.8.1.1	事業計画の承認	41
3.8.1.2	学則変更の認可	42
3.8.2	収容定員の減又は施設の変更を伴わない定員増に係る学則変更の認可(専修学校以外)	43
3.9	高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更の認可	44
3.10	専修学校の目的変更(分野設置・廃止)の認可	45
3.10.1	事業計画の承認(分野設置)	45
3.10.2	目的変更の認可(分野設置)	46
3.10.3	目的変更の認可(分野廃止)	47
3.11	校(園)長採用の届出	48
3.12	目的変更の届出(専修学校以外)	49
3.13	名称変更の届出	50
3.14	位置・校(園)地等の変更の届出	51
3.15	学(園)則変更の届出	52
3.16	専攻科、別科の設置・廃止の届出	53
3.17	分校の設置・廃止の届出	54
3.18	経費の見積及び維持方法変更の届出	55
3.19	生徒(園児)募集停止の報告	56
4	各種証明	57
4.1	特定公益増進法人の証明	58

4.2	税額控除対象法人の証明	59
4.3	相続税非課税対象法人の証明	61
4.4	登録免許税非課税証明	62
4.5	税理士試験受験資格に係る課程証明	63
5	熊本県私立学校等に係る認可申請手続要領	64

略称	名称
学教法	学校教育法
学教法令	学校教育法施行令
学教法規	学校教育法施行規則
私学法	私立学校法
私学法令	私立学校法施行令
私学法規	私立学校法施行規則
私学振興法	私立学校振興助成法
手続要領	熊本県私立学校等に係る認可申請手続要領
1条校	学校教育法第1条に規定する学校

## 1 認可・届出事項一覧

## 1.1 学校法人等に関すること

	事 項	根 拠	審
認可事項	学校法人の設立	私学法第 23 条第 1 項	○
	準学校法人の設立	私学法第 152 条第 6 項で準用する同法第 23 条第 1 項	○
	学校法人等の組織変更	私学法第 152 条第 7 項	○
	寄附行為の変更（届出事項を除く）	私学法 108 条第 3 項（準学校法人にあっては私学法 152 条第 6 項で準用）	
	理事会の決議による決定又は目的たる事業の成功的不能による学校法人等の解散	私学法 109 条第 3 項（準学校法人にあっては私学法 152 条第 6 項で準用）	○
	学校法人等の合併	私学法 126 条第 3 項（準学校法人にあっては私学法第 152 条第 6 項で準用）	
届出事項	寄附行為の変更（次に掲げる事項） ・学校、課程、学科等の設置廃止を伴わない学校名の変更 ・事務所所在地の変更 ・公告の方法の変更	私学法 108 条第 5 項（準学校法人にあっては私学法第 152 条第 6 項で準用）	
	役員（理事・監事）・評議員の就任・退任	私学法令第 6 条第 2 項	
	登記事項の変更	私学法令第 6 条第 1 項	
	学校法人等の解散（認可事項を除く）	私学法 109 条第 5 項（準学校法人にあっては私学法 152 条第 6 項で準用）	
	財務計算等に係る書類等の提出	私学振興法第 14 条第 4 項	
	清算人の就職	私学法第 115 条（準学校法人にあっては私学法 152 条第 6 項で準用）	
	清算の結了	私学法第 122 条（準学校法人にあっては私学法第 152 条第 6 項で準用）	
	特別代理人の選任	私学法第 40 条（準学校法人にあっては私学法第 152 条第 6 項で準用）	
その他	特定公益増進法人に関する証明	所得税法施行令及び法人税法施行令	
	税額控除対象法人の証明	租税特別措置法施行令第 26 条の 2 第 1 項第 2 号	
	相続税非課税対象法人の証明	租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 項第 4 号	

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

※「学校法人等」とは、学校法人及び準学校法人を指す。

※認可を受ける場合は、私学振興課に事前相談が必要（「5 熊本県私立学校等に係る認可申請手続要領」 参照）

## 1.2 幼稚園・小学校・中学校・高等学校に関すること

	事 項	根 拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法第4条1項	○
	高等学校の全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止	学教法第4条1項	○
	高等学校の学科の設置・廃止	学教法第4条第1項、学教法令第23条第2号	○
	設置者の変更	学教法第4条第1項	○
	収容定員に係る学（園）則の変更	学教法第4条1項、学教法令第23条第12号	○
	広域通信制課程に係る学則の変更	学教法第4条第1項、学教法令第23条第11号	○
届出事項	校長の採用	学教法第10条	
	目的、名称、位置の変更	学教法令第27条の2第1項第1号	
	校地校舎等の取得・処分	学教法令第27条の2第1項第6号	
	学（園）則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）の変更	学教法令第27条の2第1項第1号	
	高等学校の専攻科又は別科の設置・廃止	学教法令第27条の2第1項第2号	
	分校の設置・廃止	学教法令第27条の2第1項第3号	
	経費の見積及び維持方法の変更	学教法令第27条の2第1項第5号	
その他	生徒募集の停止 登録免許税の非課税証明	私学法第6条	

### 1.3 専修学校に関すること

	事 項	根 拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法第130条第1項	○
	設置者の変更	学教法第130条第1項	○
	高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止	学教法第130条第1項	○
	専修学校の目的変更（分野）の設置・廃止	学教法第130条第1項	○
届出事項	校長の採用	学教法第133条で準用する同法第10条	
	名称、位置の変更	学教法第131条	
	校地校舎等の取得・処分	学教法第131条、学教法令第24条の3 第2号	
	学則の変更	学教法第131条	
	分校の設置・廃止	学教法第131条、学教法令第24条の3 第1号	
	生徒募集の停止	私学法第6条	
その他	登録免許税の非課税証明		
	税理士試験受験資格に係る課程証明		

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない

## 1.4 各種学校に関すること

	事 項	根 拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法第134条第2項で準用する同法第4条第1項	○
	設置者の変更	学教法第134条第2項で準用する同法第4条第1項	○
	収容定員に係る学則の変更	学教法第134条第2項で準用する同法第4条第1項	○
届出事項	校長の採用	学教法第134条第2項で準用する同法第10条	
	目的、名称、位置の変更	学教法令第27条の3第1項第1号	
	校地校舎等の取得・処分	学教法令第27条の3第1項第3号	
	学則(収容定員に係るものを除く)の変更	学教法令第27条の3第1項第1号	
	分校の設置・廃止	学教法令第27条の3第1項第2号	
	生徒募集の停止	私学法第6条	
その他	登録免許税の非課税証明		

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

## **2 学校法人等の認可・届出**

## 2.1 学校法人等の設立認可

- 学校法人等の設立は、
  - 1 学校を新たに設置し運営するために設立する場合
  - 2 既に設置されている学校を運営するために設立する場合があります。
- 学校を新たに設置する場合は、学校法人等の設立と併せて学校設置認可が必要になりますので、3.1 学校(幼稚園)の設置認可を参照してください。
- 学校法人等の設立は、
  - 1 事業計画の承認(学校を設置しようとする年度の前々年度の11月30日までに申請書を提出)
  - 2 寄附行為の認可(学校を設置しようとする年度の前年度の11月30日までに申請書を提出)の2段階で審査を行います。

### 2.1.1 事業計画の承認

#### 【根拠規定】

提出期限	1条校	手續要領第4条(別表第1)
	専修・各種学校	手續要領第4条(別表第1)

#### 【提出書類】

学校法人等設立に係る事業計画書	様式 1
設立趣意書	
寄附行為案	
設立に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
寄附申込書	
金融機関の残高証明書	
借用証書写し又は金融機関の融資見込証明書	
負債償還計画書	参考様式 10
設立後2年間の收支予算書	参考様式 7 参考様式 8
私立学校の概要(名称、位置、開設の時期、課程及び学科の名称、収容定員)	
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
施設の概要	参考様式 1
学校の位置図	
校地の状況を明らかにする図面	
校舎等の配置図	
校舎の平面図	
学則案	

## 【提出期限】

設立予定前々年度の11月30日

## 【留意事項】

学校法人等は営利を目的とするものではありません。仮に学校法人等を解散する場合でも、その残余財産は他の学校法人等に寄附するか国庫に帰属し、設立代表者等に配当されることはありません。

学校法人等を新規に設立する場合、継続的・安定的に運営できることが前提となります。

そのためには、

- 設置する学校(幼稚園)の生徒(園児)が安定的に確保できるか。
  - 設立資金のなかに借入金がある場合、運営収入のなかから返済が可能か。
- など、事前に十分検討してください。

## 2.1.2 寄附行為(学校法人設立)の認可

### 【根拠規定】

認可申請	学校法人	私学法第23条第1項 私学法規第3条第5項
	準学校法人	私学法第152条第6項で準用する同法第23条第1項 私学法規第56条で準用する同法規第3条第5項
私学審議会諮問		私学法第24条第2項
提出期限	1条校 専修・各種学校	手続要領第4条(別表第1) 手續要領第4条(別表第1)
設立の登記		組合等登記令第2条

### 【提出書類】

学校法人等寄附行為認可申請書	様式2
設立趣意書	
設立発起人会決議録	参考様式19
寄附行為案	
設立代表者の履歴書	
役員等の就任承諾書	参考様式12
役員等の履歴書	
役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類(宣誓書)	参考様式16
財産目録	参考様式6
寄附申込書	
設立に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式9
金融機関の残高証明書	
借用証書写し又は金融機関の融資見込証明書	
金融機関の償還表	
総定員充足年度までの收支予算書	参考様式7 参考様式8
生徒納付金内訳表	
給与等内訳表	
不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等	
不動産その他主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書	
私立学校の概要(名称、位置、開設の時期、課程及び学科の名称、収容定員)	
学級編制表	参考様式2
教職員編制表	参考様式4
施設の概要	参考様式1

学校の位置図	
校地の状況を明らかにする図面	
校舎等の配置図	
校舎の平面図	
学(園)則案	

**【提出期限】**

設立予定前年度の11月30日

### 2.1.3 登記の届出

- 設立認可から2週間以内に設立登記を行い、完了後に県への届出が必要です。

#### 【根拠規定】

設立の登記	組合等登記令第2条
届出	私学法令第6条第1項

#### 【提出書類】

登記完了届	様式12
登記事項証明書	

#### 【提出期限】

登記完了後速やかに

## 2.2 学校法人等の組織変更の認可

- 学校法人等の組織変更には、
  - 1 準学校法人 → 学校法人
  - 2 学校法人 → 準学校法人があります。
  - 1 準学校法人 → 学校法人
    - (1) 準学校法人が新たに1条校を設置する。
    - (2) 準学校法人が、既存の1条校の設置者となる。
  - 2 学校法人 → 準学校法人
    - (1) 1条校を廃止し、専修学校等のみの設置者となる。
    - (2) 1条校の設置者を他の学校法人に変更し、専修学校等のみの設置者となる。
- 組織変更は、学校の設置、廃止又は設置者の変更を伴いますので、それぞれの手続きが必要です。

### 【根拠規定】

認可申請	私学法第152条第7項 私学法規第57条
私学審議会諮問	私学法第152条第9項で準用する同法第24条第2項
提出期限	手続要領第5条(別表第2)

### 【提出書類】

学校組織変更認可申請書	様式 3
組織変更の理由書	
寄附行為変更条項の新旧対照表	
新寄附行為(全文)	
理事会等の議事録写	
組織変更申請年度の前年度の財産目録	参考様式 6
組織変更申請年度の前年度の収支決算書及び貸借対照表	
申請年度及び組織変更後2年間の収支予算書	参考様式 7 参考様式 8
負債償還計画書	参考様式 10
不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等(全部事項証明書)	
不動産その他の主たる財産について、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書	
役員等の就任承諾書	参考様式 12

役員等の履歴書	
役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類(宣誓書)	参考様式 16
施設の概要	参考様式 1
校地の状況を明らかにする図面	
校舎等の配置図	
校舎の平面図	

**【提出期限】**

変更予定前年度の11月30日

## 2.3 寄附行為の変更認可又は届出

- 寄附行為を変更する場合、以下の届出事項を除き認可が必要です。

<届出事項>

- ・学校・課程・学科等の設置廃止を伴わない学校名の変更
- ・事務所所在地の変更
- ・公告の方法の変更

### 【根拠規定】

認可申請	私学法第108条第3項 私学法規第44条第6項
届出	私学法第108条第5項 私学法規第46条

### 【提出書類】

認可申請	学校法人等寄附行為一部変更認可申請書(一般、学校設置、学校廃止) 変更理由書 寄附行為変更条項の新旧対照表 新寄附行為(全文) 理事会等の議事録写	様式 4、5、6
	学校法人等寄附行為変更届 寄附行為変更条項の新旧対照表	様式 9
	新寄附行為(全文)	
	理事会等の議事録写し	
	学校法人等登記簿謄本(全部事項証明書)	

※ 学校の設置廃止に係る場合と、それ以外の場合で提出書類が異なります。詳細は様式を確認してください。

### 【提出期限】

隨時

### 【留意事項】

寄附行為の変更(届出事項を除く)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。

認可日以前の日に遡って施行することはできませんので、必ず変更前に認可申請を行ってください。

## 2.4 学校法人等の解散認可・届出

- 学校法人等の解散には、6つの場合があります。

1 理事会の決議

理事の総数の3分の2以上の同意があった場合 ⇒ 認可が必要  
(これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合はその割合)

2 解散事由の発生

あらかじめ定めた学校法人等の存続期限が到来した場合など ⇒ 届出が必要

3 成功不能

学校経営が維持できなくなった場合など ⇒ 認可が必要

4 合併

他の学校法人等と合併した場合

5 破産手続開始の決定

裁判所が破産手続開始の決定をした場合 ⇒ 届出が必要

6 解散命令

私学法第135条第1項により所轄庁の解散命令があつた場合

### 【根拠規定】

認可申請	私学法第109条第3項
	私学法規第47条
私学審議会諮問	私学法第109条第4項
届出	私学法第109条第5項
提出期限	手続要領第5条(別表第2)

### 【提出書類】

認可(認定)申請	学校法人等解散認可申請書	様式 7
	理由書	
	私立学校法第109条第1項第1号による解散の場合は、同第1号の手続きを経たことを証する書類(理事会の議事録等)	
	私立学校法第109条第1項第3号による解散の場合は、寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類(理事会の議事録等)	
	財産目録	参考様式 6
	残余財産の処分に関する事項を記載した書類	
	寄附行為	
届出	学校法人等の登記簿謄本	
	学校法人等解散届	様式 14
	理事会等議事録写し	
	学校法人等解散登記事項証明書	

【提出期限】 隨時

## 2.5 学校法人等の合併の認可

○ 学校法人等の合併には、吸収合併と新設合併があります。

### 1 新設合併

- ・合併によって新たな学校法人等を設立する場合
- ・合併しようとする全ての学校法人等が解散になります。
- ・学校法人等の設立に関する事務は、各学校法人等が選任した者が共同して行う必要があります。

### 2 吸収合併

- ・1つの学校法人等が他の学校法人等を吸収して存続する場合
- ・吸収される学校法人等が解散になります。

○ 合併する場合、認可が必要です。

### 【根拠規定】

認可申請	私学法第126条第3項
認可申請手続	私学法規第48条
財産目録等の作成	私学法第127条第1項
債権者への公告等	私学法第127条第2項
債権者の異議	私学法第128条
法人新設の場合の事務	私学法第129条
合併の登記	私学法第131条 組合等登記令第8条

### 【提出書類】

学校法人等合併認可申請書	様式 8
理由書	
法第126条第1項に規定する手続を経たことを証する書類	
法第129条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類	
合併契約書(写)	
合併後存続する学校法人等又は合併によって設立する学校法人等の寄附行為(全文)	
合併前各学校法人等の以下に掲げる書類	
・寄附行為(全文)	
・財産目録	参考様式 6
・貸借対照表	
・不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等(全部事項証明書)	
・不動産その他の主たる財産について、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書	

合併後存続する学校法人等又は合併によって設立する学校法人等について次に掲げる書類	
・合併後2年間の収支予算書	参考様式 7
・役員等(引き続き役員となる者を除く)の就任承諾書	参考様式 8
・役員等(引き続き役員となる者を除く)の履歴書	参考様式 12
・役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類(宣誓書)	参考様式 16
・設置する学校の学則	
・新学校法人等の組織表	

#### 【提出期限】

隨時

#### 【留意事項】

- 1 合併の認可から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成する必要があります。(私学法第127条第1項)
- 2 債権者に対し異議があれば一定の期間(2ヶ月以上)内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する必要があります。(私学法第127条第2項)
- 3 債権者が異議を述べたときは、弁済又は相当の担保の提供等が必要です。(合併をしてもその債権者を害するおそれがない場合を除く。(私学法第128条第2項))
- 4 公告終了後2週間以内に合併登記が必要です。(組合等登記令第8条)

## 2.6 役員等の就任・退任の届出

- 寄附行為に基づき役員等の変更を行った場合は、県に届出をする必要があります。
- なお、校(園)長の変更に伴う理事の変更があった場合は、校(園)長採用届も併せて提出してください(3.12 校(園)長の採用参照)。
- また、代表者の変更があった場合、登記も必要です(2.7 登記事項の変更参照)。

### 【根拠規定】

届出	私学法令第6条第2項
----	------------

### 【提出書類】

役員等変更届	様式 10
役員等新旧対照表	参考様式 15
役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類(宣誓書)	参考様式 16
就任承諾書写し	参考様式 12
履歴書	
寄附行為上の手続きを経たことを証する書(理事選任機関・評議員会・理事会等の議事録写し)	
辞任届写し	参考様式 13
登記事項証明書	

### 【提出期限】

隨時

## 2.7 登記事項の変更

---

- 登記事項を変更した場合は、届出が必要です。

### 【根拠規定】

登記	私学法第 22 条 組合等登記令第 2 条、第 3 条
登記の届出	私学法令第 6 条第 1 項

### 【提出書類】

登記完了届 登記事項証明書	様式 12
------------------	-------

### 【提出期限】

隨時

## 2.8 財務計算に関する書類等の提出

- 学校法人等は、毎会計年度終了後に学校法人会計基準に従って、貸借対照表などの決算関係書類を作成する必要があります。
- 私立学校振興助成法により補助金の交付を受ける学校法人等は、計算書類及び監査法人等の監査報告書を添付して提出が必要です。毎年6月頃に県から提出について通知しますので、それに応じて提出してください。
- また、毎年度決算確定後、資産総額の変更登記が必要です。変更登記を行った後は、県へ届出を行ってください。

### 【根拠規定】

財産目録等の作成	私学法第 107 条
計算書類の作成	私学振興法第 14 条第 2 項
計算書類の提出	私学振興法第 14 条第 4 項
登記	私学法第 22 条
	組合等登記令第 3 条
登記の届出	私学法令第 6 条第 1 項

### 【提出書類】

資産総額変更届	様式 13
登記事項証明書	
財産目録	参考様式 6

### 【提出期限】

隨時

## 2.9 清算人の就職・清算の結了

- 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を届け出なければなりません。
- 清算が結了したときは、その旨を届け出なければなりません。

### 【根拠規定】

清算人の就職に係る届出	私学法第 115 条
清算の結了に係る届出	私学法第 122 条

### 【提出書類】

清算人就職届	様式 15
清算人の履歴書及び身分証明書	
登記事項証明書	
清算結了届	様式 16
清算書	
残余財産の帰属した者の受領書写	
登記事項証明書	

### 【提出期限】

隨時

### 3 学校(幼稚園)の認可・届出

### 3.1 学校(幼稚園)の設置認可

- 学校を新規に設置する際には、学校が安定的・継続的に運営できることが前提となります。そのためには、
  - ・ 設置する学校(幼稚園)の生徒(園児)が安定的に確保できるか。
  - ・ 設立資金のなかに借入金がある場合、運営収入のなかから返済が可能か。など、事前に十分検討してください。
- 学校(幼稚園)を新規に設置するには、事業計画承認と学校設置認可の2段階での手続きが必要です。

#### 3.1.1 事業計画の承認

##### 【根拠規定】

提出期限	1条校	手續要領第4条(別表第1)
	専修・各種学校	手續要領第4条(別表第1)

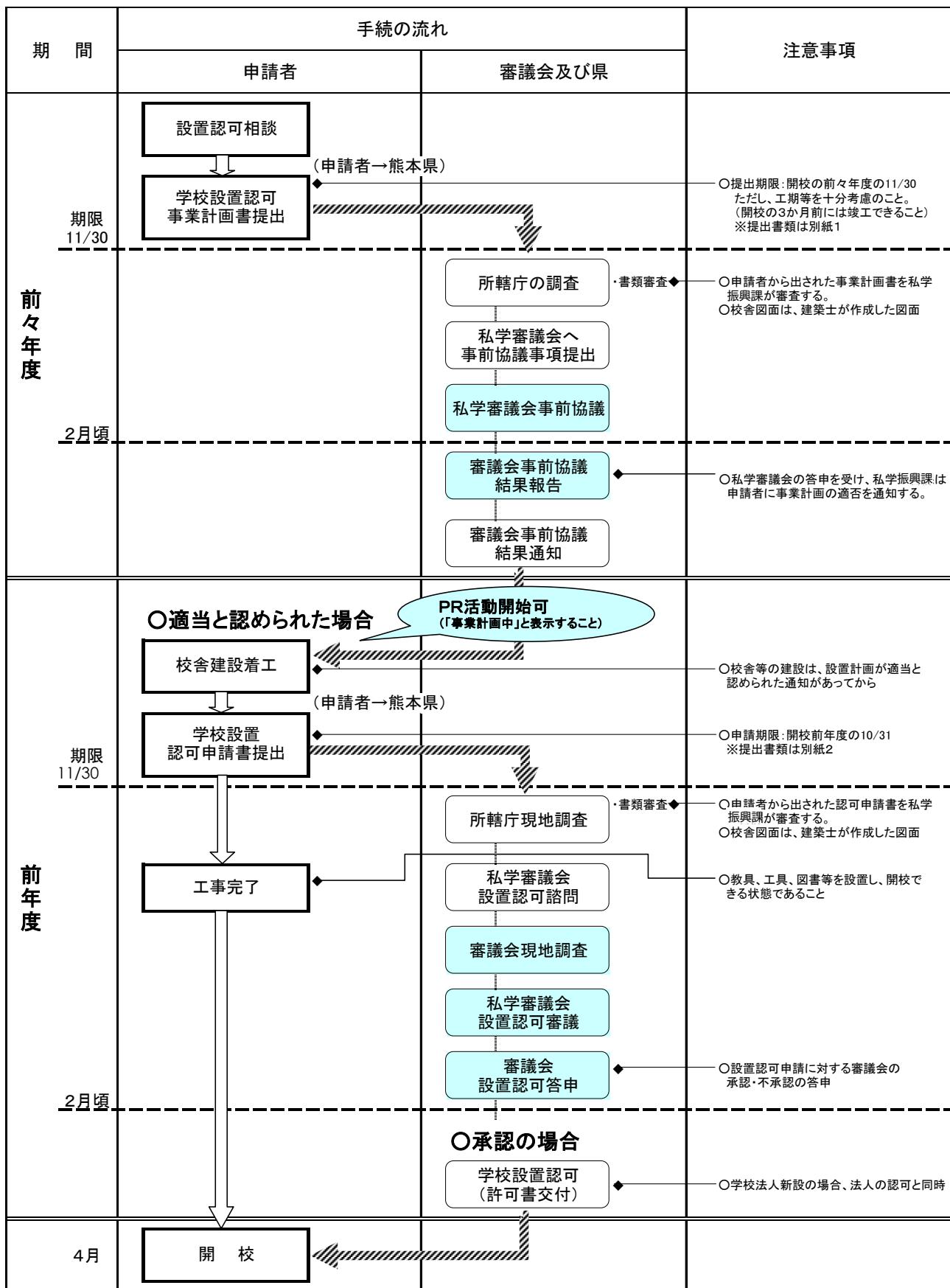
##### 【提出書類】

学校(幼稚園)設置に係る事業計画書	様式 21
学校(幼稚園)設置趣意書	
学(園)則	
設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
負債償還計画書	
総定員充足までの收支計算書	参考様式 7 参考様式 8
生徒納付金内訳表	
給与等内訳表	
生徒募集見込説明書	
学級編成表	参考様式 2
教職員編成表	参考様式 4
施設の概要	参考様式 1
学校(幼稚園)の位置図	
校地の状況を明らかにする図面	
校(園)舎等の配置図	
校舎の平面図	

##### 【提出期限】

設置予定前々年度の 11 月 30 日

## 私立学校(幼稚園)設置認可手続(二段階審査)



### 3.1.2 学校(幼稚園)設置の認可

#### 【根拠規定】

認可申請	1条校	学教法第4条第1項 学教法規第3条
	専修学校	学教法第130条第1項 学教法規第187条で準用する同法規3条
	各種学校	学教法第134条第2項で準用する同法第4条第1項 学教法規第190条で準用する同法規第3条
私学審議会諮問	1条校	私学法第7条第1項
	専修・各種学校	私学法第152条第1項、第2項で準用する同法第7条第1項
提出期限	1条校	手続要領第4条(別表第1)
	専修・各種学校	手續要領第4条(別表第1)

#### 【提出書類】

学校(幼稚園)設置認可申請書	様式 22
学校(幼稚園)設置趣意書	
学(園)則	
設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
金融機関の残高証明書	
借用証書写し又は金融機関の融資見込証明書	
金融機関の償還表	
総定員充足までの収支計算書	参考様式 7 参考様式 8
生徒納付金等内訳表	参考様式 20
給与等内訳表	参考様式 21
生徒募集見込説明書	
学級編成表	参考様式 2
教職員編成表	参考様式 4
教職員名簿	参考様式 5
教職員の履歴書	
教職員の就任承諾書	
教員資格を示す資料(免許証の写)	
施設の概要	参考様式 1
学校(幼稚園)の位置図	
校(園)地の状況を明らかにする図面	
校(園)舎等の配置図	
校(園)舎の平面図	
校具及び教具の明細表	参考様式 3
校(園)地、校(園)舎等の権利関係を証する書類	

**【提出期限】**

設置予定前年度の 11 月 30 日

**【留意事項】**

- 1 学校法人等を新たに設立する場合は、2.1 学校法人等の設立認可を参照してください。
- 2 既存の学校法人が新たに学校(幼稚園)を設置する場合は、別途寄附行為変更認可申請が必要ですので、2.3 寄附行為の変更認可又は届出を参照してください。
- 3 設置認可申請書を県に提出後、事業計画であることを表記のうえ、生徒の募集活動が可能です。

### 3.2 学校(幼稚園)廃止の認可

- 入学希望者の減少などにより既存の学校(幼稚園)を廃止する場合、認可が必要です。
- 学校(幼稚園)を廃止する場合は、それまでに在校生(園児)全員が卒業できるように、あらかじめ生徒(園児)募集を停止したうえで、計画的に進めてください(3.20 生徒(園児)募集停止の報告参照)。
- 学校法人等を解散する場合は、2.4 学校法人等の解散の認可・届出を参照してください。
- 学校法人等が存続する場合は、寄附行為の変更が必要です(2.3 寄附行為の変更認可又は届出参照)。

#### 【根拠規定】

認可申請	1条校	学教法第4条第1項 学教法規第15条
	専修学校	学教法第130条第1項 学教法規第188条で準用する同法第15条
	各種学校	学教法第134条第2項で準用する同法第4条第1項 学教法規第190条で準用する同法規第15条
私学審議会諮問	1条校	私学法第7条第1項
	専修・各種学校	私学法第152条第1項、第2項で準用する同法第7条第1項
提出期限	1条校	手続要領第5条(別表第2)
	専修・各種学校	手續要領第5条(別表第2)

#### 【提出書類】

学校廃止認可申請書	様式 23
廃止の理由書	
廃止後2年間の収支予算書(学校法人が存続する場合)	参考様式 7
理事会等の議事録写し	参考様式 8
指導要録等引継書(指導要録等を県に引継ぐ場合)	様式 50

#### 【提出期限】

廃止予定前年度の11月30日

### 3.3 課程設置の認可

- 高等学校には、全日制課程、定時制課程、通信制課程を設置することができます。
- 専修学校には、専門課程(高校卒業者等を対象)、高等課程(中学校卒業者を対象)、一般課程(学歴等を問わない)を設置することができます。
- これらの課程を設置する場合、事業計画承認と課程設置認可の2段階での手続きが必要です。
- なお、県の認可後に寄附行為及び学則の変更も必要となります。

#### 3.3.1 事業計画の承認

##### 【根拠規定】

提出期限	手續要領第4条(別表第1)
------	---------------

##### 【提出書類】

課程設置に係る事業計画書	様式 24
課程設置趣意書	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
課程設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
金融機関の残高証明書	
借用証書写し又は金融機関の融資見込証明書	
負債償還計画書	参考様式 10
総定員充足年度までの收支計算書	参考様式 7
	参考様式 8
生徒納付金等内訳表	参考様式 20
給与等内訳表	参考様式 21
生徒募集見込説明書	
学級編成表	参考様式 2
教職員編成表	参考様式 4
施設の概要	参考様式 1
学校の位置図	
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎の平面図	

##### 【提出期限】

設置予定前々年度の11月30日

### 3.3.2 課程設置の認可

#### 【根拠規定】

認可申請	高等学校	学教法第4条第1項 学教法規第11条 学教法第130条第1項
	専修学校	学教法規第189条で準用する同法規第11条
私学審議会諮問	高等学校	私学法第7条第1項
	専修学校	私学法第152条第2項で準用する私学法第7条第1項
提出期限		手続要領第4条(別表第1)

#### 【提出書類】

課程設置認可申請書	様式 25
課程設置趣意書	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
資金の証明書(預金残高証明書・融資見込証明書)	
負債償還計画書	参考様式 10
総定員充足までの収支計算書	参考様式 7
生徒納付金等内訳表	参考様式 8
給与等内訳表	参考様式 20
生徒募集見込説明書	参考様式 21
学級編成表	参考様式 2
教職員編成表	参考様式 4
教職員名簿	参考様式 5
教職員の履歴書	
教職員の就任承諾書	
教員資格を示す資料(免許証の写)	
施設の概要	参考様式 1
校地の状況を明らかにする図面	
校舎等の配置図	
校舎の平面図	

#### 【提出期限】

設置予定前年度の11月30日

#### 【留意事項】

認可申請書を県に提出後、事業計画である旨を表記したうえで、生徒の募集を行うことが可能です。

### 3.4 課程廃止の認可

- 以下の場合、課程の廃止のため県の認可が必要です。
- 1 高等学校で全日制課程、定時制課程、通信制課程のいずれかを廃止する場合。
  - 2 専修学校において専門課程、高等課程、一般課程のいずれかを廃止する場合。
- ※ある課程に属する学科を全て廃止する場合は、課程の廃止となります。

#### 【根拠規定】

認可申請	高等学校	学教法第4条第1項 学教法規第15条
	専修学校	学教法第130条第1項 学教法規第188条で準用する同法規第15条
私学審議会諮問	高等学校	私学法第7条
	専修学校	私学法第152条第2項で準用する同法第7条
提出期限	高等学校	手続要領第5条(別表第2)
	専修学校	手續要領第5条(別表第2)

#### 【提出書類】

課程廃止認可申請書	様式26
教職員編制表	参考様式4
廃止後2年間の收支予算書	参考様式7
参考様式8	
理事会等の議事録写し	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	

#### 【提出期限】

廃止予定前年度の11月30日

### 3.5 学科設置の認可・届出

- 高等学校における学科の設置に係る学則変更は、県の認可が必要となります。
- 学科の設置後は、学則の変更が必要ですので、学則変更に係る手続きを行ってください。また、学則変更の届出を行ってください。
- 専修学校における学科の設置に係る学則変更は原則として届出となりますが、新たな課程又は新たな分野の学科を設置する場合は、課程設置又は目的変更(分野の設置)認可が必要です(3.10を参照してください)。

#### 3.5.1 事業計画の承認(高等学校)

##### 【根拠規定】

提出期限	手續要領第4条(別表第1)
------	---------------

##### 【提出書類】

学科設置に係る事業計画書	様式 27
学科設置趣意書	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
施設の概要	参考様式 1
設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
負債償還計画書	参考様式 10
学科設置後定員充足年度までの収支予算書	参考様式 7
	参考様式 8
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎の平面図	
生徒募集見込説明書	
理事会等の議事録写	

##### 【提出期限】

設置予定前々年度の11月30日

### 3.5.2 学科設置の認可(高等学校)

#### 【根拠規定】

認可申請	学教法第4条第1項 学教法令第23条第2号
私学審議会諮詢	私学法第7条第1項
提出期限	手続要領第4条(別表第1)

#### 【提出書類】

学科設置認可申請書	様式 28
学科設置趣意書	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
教職員名簿	参考様式 5
施設の概要	参考様式 1
学科設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
負債償還計画書	参考様式 10
学科設置後定員充足年度までの収支予算書	参考様式 7 参考様式 8
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎平面図	
生徒募集見込説明書	
理事会等の議事録写	

#### 【提出期限】

開設予定前年度の11月30日

#### 【留意事項】

認可申請書を県に提出後、認可申請中であることを表記したうえで、生徒の募集活動を行うことが可能です。

### 3.5.3 学科設置の届出(専修学校)

#### 【根拠規定】

学則変更届出	学教法第 131 条 学教法規第 189 条で準用する同法規第 11 条
--------	---

#### 【提出書類】

学(園)則変更届	様式 42
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
理事会等の議事録写	
施設の概要(定員の変更を伴う場合)	参考様式 1
学校設置に要する経費の見積及び資金計画書	
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎平面図	

#### 【提出期限】

隨時

### 3.6 学科廃止の認可・届出

- 高等学校において学科を廃止する場合、県の認可が必要です。
- 専修学校における学科の廃止に係る学則変更は原則として届出となりますが、学科を廃止することで課程又は分野に属する学科がなくなる場合は、課程の廃止又は目的変更(分野の廃止)の手続きが必要となります。

#### 【根拠規定】

認可申請	高等学校	学教法第4条第1項
		学教法令第23条第2号
		学教法規第15条
私学審議会諮問		私学法第7条第1項
学則変更届出	専修学校	学教法第131条
		学教法規第188条で準用する同法規第15条
		手続要領第5条(別表第2)
提出期限	高等学校	

#### 【提出書類】

認可申請	学科廃止認可申請書	様式 29
	廃止の理由書	
	教職員編制表	参考様式 4
	施設の概要	参考様式 1
	廃止後2年間の収支予算書	参考様式 7
	理事会等の議事録写し	参考様式 8
	学則変更条項の新旧対照表	
	新学則(全文)	
届出	学則変更届	様式 42
	学則変更条項の新旧対照表	
	新学則(全文)	
	理事会等の議事録写し	
	施設の概要(定員の変更を伴う場合)	参考様式 1

#### 【提出期限】

認可申請書:廃止予定前年度の11月30日

届出:随時(変更日より前に御提出ください)

### 3.7 設置者の変更の認可

- 学校(幼稚園)の設置者変更は、  
個人→個人(個人立の専修・各種学校を他の個人立とする場合)  
個人→学校法人等(個人立の専修学校を学校法人立とする場合)  
学校法人等→学校法人等  
の場合があります。

#### 3.7.1 事業計画の承認(新たに学校法人の設立や施設の変更を伴う場合)

##### 【根拠規定】

提出期限	手續要領第4条(別表第1)
------	---------------

##### 【提出書類】

学校(幼稚園)設置者変更事業計画書	様式 30
変更の理由	
変更年月日	
新・旧学校法人等理事会等の議事録写し	
新・旧学校法人等寄附行為	
新・旧学校法人等役員等名簿	
旧学校法人等の申請前年度の財産目録	
旧学校法人等の申請前年度の貸借対照表	
旧学校法人等の申請前年度の収支決算書	
旧学校法人等の申請年度の収支予算書	
新学校法人等の変更後2年間の収支予算書	参考様式 7 参考様式 8
新学校法人等の設置者変更に要する経費の見積り及び資金計画書	
金融機関の残高証明書	
借用証書写し又は金融機関の融資見込証明書	
金融機関の償還表	
学(園)則	
生徒納付金内訳表	
給与等内訳表	
施設の概要	参考様式 1
校(園)地の状況を明らかにする図面	
校(園)舎等の配置図	
校(園)舎の平面図	
校(園)地、校(園)舎等の権利関係を証する書類	

【提出期限】 変更予定年度の前年度の 6 月 30 日

### 3.7.2 設置者変更の認可

#### 【根拠規定】

認可申請	1条校	学教法第4条第1項 学教法規第14条
	専修学校	学教法第130条第1項 学教法規第189条で準用する同法規第14条
	各種学校	学教法第134条第2項で準用する同法第4条第1項 学教法規第190条で準用する同法規第14条
私学審議会諮問	1条校	私学法第7条第1項
	専修・各種学校	私学法第152条第1項、第2項で準用する同法第7条第1項
提出期限専修・各種学校		手続要領第4条(別表第1)、第5条(別表第2)

#### 【提出書類】

学校(幼稚園)設置者変更認可申請書	様式 31
変更の理由	
変更年月日	
新・旧学校法人等理事会等の議事録写し	
新・旧学校法人等寄附行為	
新・旧学校法人等役員等名簿	
旧学校法人等の申請前年度の財産目録	
旧学校法人等の申請前年度の貸借対照表	
旧学校法人等の申請前年度の収支決算書	
旧学校法人等の申請年度の収支予算書	
新学校法人等の変更後2年間の収支予算書	参考様式 7 参考様式 8
新学校法人等の設置者変更に要する経費の見積り及び資金計画書	
金融機関の残高証明書	
借用証書写し又は金融機関の融資見込証明書	
金融機関の償還表	
学(園)則	
生徒納付金内訳表	
給与等内訳表	
教職員名簿	
施設の概要	参考様式 1
校(園)地の状況を明らかにする図面	
校(園)舎等の配置図	
校(園)舎の平面図	
校(園)地、校(園)舎等の権利関係を証する書類	

【提出期限】 変更予定年度の前年度の11月30日

### 3.8 収容定員増に係る学則変更の認可・届出

#### (1) 1条校・各種学校

学則変更に係る認可が必要です。施設の変更を伴う定員増の場合は、事業計画と認可の2段階となります。

#### (2) 専修学校

学則変更届出が必要です(3.15 学(園)則の変更参照)。

- 定員を増やす場合は、校地・校舎の面積や教員数などが設置基準を満たすか、事前に確認してください。

#### 3.8.1 施設の変更を伴う収容定員増に係る学則変更の認可(専修学校以外)

##### 3.8.1.1 事業計画の承認

##### 【根拠規定】

提出期限	手續要領第4条(別表第1)
------	---------------

##### 【提出書類】

学校の収容定員増に係る事業計画書	様式 32
定員増の理由書	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
総定員充足年度までの收支見込予算書	参考様式 7
施設の変更に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 8
負債償還計画書	参考様式 9
生徒募集見込説明書	参考様式 10
施設の概要	参考様式 1
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎の平面図	

##### 【提出期限】

定員変更予定前々年度の11月30日

### 3.8.1.2 学則変更の認可

#### 【根拠規定】

認可申請	1条校	学教法第4条第1項 学教法令第23条第1項第12号
	各種学校	学教法第134条第2項で準用する同法第4条第1項前段 学教法令第23条第1項第12号
私学審議会諮問	1条校	私学法第7条第1項
	各種学校	私学法第152条第2項で準用する同法第7条第1項
提出期限		手続要領第4条(別表第1)

#### 【提出書類】

収容定員に係る学則変更認可申請書	様式 33
変更の理由書	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
理事会等の議事録写し	
総定員充足年度までの收支見込予算書	参考様式 7 参考様式 8
施設の変更に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
負債償還計画書	参考様式 10
生徒募集見込説明書	
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
教職員名簿	参考様式 5
施設の概要	参考様式 1
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎の平面図	

#### 【提出期限】

定員変更予定前年度の11月30日

### 3.8.2 収容定員の減又は施設の変更を伴わない定員増に係る学則変更の認可(専修学校以外)

#### 【根拠規定】

認可申請	1条校	学教法第4条第1項 学教法令第23条第1項第12号
	各種学校	学教法第134条第2項で準用する同法第4条第1項前段 学教法令第23条第1項第12号
私学審議会諮問	1条校	私学法第7条第1項
	各種学校	私学法第152条第2項で準用する同法第7条第1項
提出期限		手続要領第5条(別表第2)

#### 【提出書類】

収容定員に係る学則変更認可申請書	様式 33
変更の理由書	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
理事会等の議事録写し	
総定員充足年度までの收支見込予算書	参考様式 7 参考様式 8
施設の変更に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
負債償還計画書	参考様式 10
生徒募集見込説明書	
施設の概要	参考様式 1
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎の平面図	

#### 【提出期限】

定員変更予定前年度の 6 月 30 日

### 3.9 高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更の認可

- 高等学校の広域の通信制課程に係る学則を変更する場合は認可が必要です。

#### 【根拠規定】

認可申請	学教法第4条第1項 学教法令第23条第1項第11号
私学審議会諮問	私学法第7条第1項

#### 【提出書類】

高等学校広域通信課程に係る学則変更認可申請書	様式 34
変更の理由書	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
理事会等の議事録写し	
(面接指導等実施施設に関する事項の変更の場合)	
・面接指導等実施施設の概要(名称、所在地、施設面積、定員、教室数、施設の所有形態)	
・建物賃貸借契約書写し	
・消防用設備等点検結果報告書写し	
・教員配置計画	
・面接指導等時間割	
・施設配置図・平面図	
・施設写真	
・設備の明細表	

#### 【提出期限】

変更予定前年度の11月30日

### 3.10 専修学校の目的変更(分野設置・廃止)の認可

- 専修学校は、その設置基準において専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置くものとされています。
- 専修学校の分野は、
  - (1)工業 (2)農業 (3)医療 (4)衛生 (5)教育・社会福祉
  - (6)商業実務 (7)服飾・家政 (8)文化・教養の8つに分類されています。
- 既設の分野と異なる新たな分野の学科を設置する場合、通信制の学科を設置する場合、既設の分野を廃止する場合、目的の変更となるため、認可が必要です。
- 分野の設置又は廃止により、寄附行為に記載された課程の変更が必要となりますので、別途寄附行為の変更を行ってください(2.3 寄附行為の変更認可又は届出参照)。

#### 3.10.1 事業計画の承認(分野設置)

##### 【根拠規定】

提出期限	手續要領第4条(別表第1)
------	---------------

##### 【提出書類】

専修学校目的変更(分野設置)に係る事業計画書	様式 35
分野設置趣意書	
設置しようとする分野の名称及び分野の設置に係る学科の名称	
設置の時期	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
資金の証明書(預金残高証明書・融資見込証明書)	
総定員充足年度までの収支計算書	参考様式 7 参考様式 8
生徒納付金等内訳表	参考様式 20
給与等内訳表	参考様式 21
負債償還計画書	参考様式 10
生徒募集見込説明書	
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
施設の概要	参考様式 1
校地の状況を明らかにする図面	
校舎等の配置図	
校舎の平面図	

【提出期限】 設置予定前年度の6月30日

### 3.10.2 目的変更の認可(分野設置)

#### 【根拠規定】

認可申請	学教法第130条第1項 学教法規第189条で準用する同法規第11条
私学審議会諮問	私学法第152条第2項で準用する同法第7条第1項
提出期限	手続要領第4条(別表第1)

#### 【提出書類】

専修学校目的変更(分野設置)認可申請書	様式 36
分野設置趣意書	
設置しようとする分野の名称及び分野の設置に係る学科の名称	
設置の時期	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
金融機関の残高証明書	
借用証書写し又は金融機関の融資見込証明書	
負債償還計画書	参考様式 10
総定員充足までの収支計算書	参考様式 7
生徒納付金等内訳表	参考様式 8
給与等内訳表	参考様式 20
生徒募集見込説明書	参考様式 21
学級編成表	参考様式 2
教職員編成表	参考様式 4
教職員名簿	参考様式 5
教職員の履歴書	
教職員の就任承諾書	
教員資格を示す資料(免許証の写し)	
施設の概要	参考様式 1
校地の状況を明らかにする図面	
校舎等の配置図	
校舎の平面図	

#### 【提出期限】

設置予定前年度の11月30日

### 3.10.3 目的変更の認可(分野廃止)

#### 【根拠規定】

認可申請	学教法第 130 条第 1 項 学教法規第 189 条で準用する同法規第 11 条
私学審議会諮問	私学法第 7 条第 1 項
提出期限	手続要領第 5 条(別表第 2)

#### 【提出書類】

専修学校目的変更(分野廃止)認可申請書	様式 37
教職員編制表	参考様式 4
廃止後2年間の収支予算書	参考様式 7 参考様式 8
理事会等の議事録写	
学則変更条項の新旧対照表	
新学則	

#### 【提出期限】

廃止予定前年度の 11 月 30 日

### 3.11 校(園)長採用の届出

- 学校教育法により、私立学校(専修学校・各種学校を含む。)は、校(園)長を定め、県へ届け出る必要があります。

#### 【根拠規定】

校長採用届出	1条校	学教法第 10 条
	専修学校	学教法第 133 条で準用する同法第 10 条
	各種学校	学教法第 134 条第 2 項で準用する同法第 10 条
校長の資格		学教法規第 20 条～第 22 条

#### 【提出書類】

校(園)長採用届	様式 38
履歴書	
理事会等の議事録写	

#### 【提出期限】

隨時(採用後速やかに御提出ください)

### 3.12 目的変更の届出(専修学校以外)

- 私立学校(専修学校を除く。)の目的を変更する場合は、県へ届け出る必要があります。

#### 【根拠規定】

目的変更届出	1条校 各種学校	学教法令第 27 条の 2 第 1 項第 1 号 学教法令第 27 条の 3 第 1 号
--------	-------------	---

#### 【提出書類】

目的変更届	様式 39
理事会等の議事録写し	
新学則	

#### 【提出期限】

隨時(変更前に必ず御提出ください)

### 3.13 名称変更の届出

- 学校(園)の名称を変更する場合は、名称変更の届出をしてください。
- 学校(園)の名称を変更する場合、寄附行為と学(園)則に校(園)名が記載されていますので、寄附行為と学(園)則の変更が必要です。
- なお、名称の変更に係る寄附行為の変更は、認可の必要はありませんので、学(園)則の変更と併せて寄附行為の変更届けを県に提出してください。

#### 【根拠規定】

名称変更届出	1条校	学教法令第 27 条の 2 第 1 項第 1 号
	専修学校	学教法第 131 条
	各種学校	学教法令第 27 条の 3 第 1 号
寄附行為変更届出		私学法第 108 条第 5 項
		私学法規第 46 条
学(園)則変更届出	1条校	学教法令第 27 条の 2 第 1 項第 1 号
	専修学校	学教法第 131 条
	各種学校	学教法令第 27 条の 3 第 1 項第 1 号

#### 【提出書類】

名称変更届	名称変更届	様式 40
	理事会等議事録写(個人設置の場合は不要)	
寄附行為変更届	学校法人等寄附行為変更届	様式 9
	寄附行為変更条項の新旧対照表	
	新寄附行為(全文)	
	理事会等の議事録写し	
	学校法人等登記簿謄本(全部事項証明書)	
学(園)則変更届	学(園)則変更届	様式 42
	学則変更条項の新旧対照表	
	新学則(全文)	
	理事会等の議事録写し	
	施設の概要(定員の変更を伴う場合)	参考様式 1

#### 【提出期限】

隨時(変更前に必ず御提出ください)

### 3.14 位置・校(園)地等の変更の届出

- 学校を移転する場合、予め設置基準に定められた面積等の基準を満たすか、事前に確認のうえ行ってください。
- 学校(幼稚園)を移転した場合は、位置変更の届出と併せて学(園)則変更の変更手続きが必要ですので、3.15 学(園)則の変更を参照してください。
- 学校(幼稚園)の移転に伴い学校法人等の事務所も移転する場合は、寄附行為の変更手続きが必要です。(2.3 寄附行為の変更参照)
- なお、登記事項の変更については、2.7 登記事項の変更の届出を参照してください。

#### 【根拠規定】

位置変更届出	1条校	学教法令第 27 条の 2 第 1 項第 1 号
	専修学校	学教法第 131 条
	各種学校	学教法令第 27 条の 3 第 1 号
校(園)地・校(園)舎 変更届出	1条校	学教法令第 27 条の 2 第 1 項第 6 号
	専修学校	学教法第 131 条
		学教法令第 24 条の 3 第 2 号
	各種学校	学教法令第 27 条の 3 第 3 号

#### 【提出書類】

位置変更届出	位置変更届	様式 41
	理事会等議事録写(個人設置の場合は不要)	
	校地、校舎の所有権の証明書(全部事項証明書)	
	施設の概要	参考様式 1
	学校の位置図	
	校舎等の配置図	
校(園)地変更届	校(園)地変更届	様式 46
	理事会の議事録写(個人設置の場合は不要)	
	施設の概要	参考様式 1
	図面(実測図、附近見取図)	
	権利関係を証する書類(登記簿謄本(全部事項証明書)、契約書写等)	
	資金明細書	
校(園)舎変更届	校(園)舎変更届	様式 47
	理事会の議事録写(個人設置の場合は不要)	
	施設の概要	参考様式 1
	図面(実測図、配置図、平面図)	
	権利関係を証する書類(登記簿謄本、契約書写等)	
	資金明細書	

#### 【提出期限】

隨時(変更前に必ず御提出ください)

### 3.15 学(園)則変更の届出

- 学(園)則の変更は、理事会での承認など学校法人等における所定の手続きを経て、県への届出が必要です。
- ただし、課程の設置など県の認可が必要な事項については、認可を受けたうえで学(園)則を変更してください。
- 次のような場合、学則変更が必要です。
  - ①生徒納付金等の変更
  - ②学校名(※別途寄附行為の変更認可も必要になります)・学科名の変更
  - ③教育課程の変更
  - ④専修学校の学科設置・廃止
  - ⑤専修学校の定員増・減

#### 【根拠規定】

届出	1条校	学教法令第27条の2第1項第1号
	専修学校	学教法第131条
	各種学校	学教法令第27条の3第1号
学則記載事項		学教法規第4条

#### 【提出書類】

学(園)則変更届	様式42
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
理事会等の議事録写	
施設の概要(定員の変更を伴う場合)	参考様式1

#### 【提出期限】

1条校又は各種学校の定員変更については、3.8 収容定員増に係る学則変更の認可・届出(P41)を参照してください。

その他は随時。(変更前に必ず御提出ください)

### 3.16 専攻科、別科の設置・廃止の届出

- 高等学校に専攻科又は別科を設置する場合は、届出が必要です。
- 学科の設置を伴う場合は、3.5 学科設置の認可・届出を参照してください。

#### 【根拠規定】

届出	学教法令第 27 条の 2 第 1 項第 2 号 学教法規第 11 条
----	--

#### 【提出書類】

高等学校専攻科別科設置(廃止)届	様式 43
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
収容定員	
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
教職員名簿	参考様式 5
施設の概要	参考様式 1
専攻(別)科設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
負債償還計画書	参考様式 10
専攻(別)科設置後定員充足年度までの収支予算書	参考様式 7 参考様式 8
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎平面図	
生徒募集見込説明書	
理事会等の議事録写し	

#### 【提出期限】

隨時(変更前に必ず御提出ください)

### 3.17 分校の設置・廃止の届出

- 本校と分離して教育施設として分校を設置する場合は、届出が必要です。
- 学科の設置を伴う場合は、3.5 学科設置の認可を参照してください。

#### 【根拠規定】

届出	1条校	学教法令第27条の2第1項第3号
	専修学校	学教法第131条
		学教法令第24条の3第1号
	各種学校	学教法令第27条の3第2号

#### 【提出書類】

分校設置(廃止)届	様式 44
学則変更条項の新旧対照表	
新学則(全文)	
学級編制表	参考様式 2
教職員編制表	参考様式 4
教職員名簿	参考様式 5
施設の概要	参考様式 1
分校設置に要する経費の見積り及び資金計画書	参考様式 9
負債償還計画書	参考様式 10
分校設置後2年間の収支予算書	参考様式 7
参考様式 8	
校地の状況を明らかにする図面	
校舎その他の建物の配置図	
校舎平面図	
理事会等の議事録写し	

#### 【提出期限】

隨時(変更前に必ず御提出ください)

### 3.18 経費の見積及び維持方法変更の届出

- 私立学校(専修学校・各種学校を除く)の経費の見積及び維持方法を変更する場合は届出が必要です。

#### 【根拠規定】

届出	学教法令第 27 条の 2 第 1 項第 5 号
----	--------------------------

#### 【提出書類】

経費の見積及び維持方法変更届	様式 45
新旧対照表	
変更の時期	
理事会等の議事録写し	
変更後2か年の收支予算書	

#### 【提出期限】

隨時(変更前に必ず御提出ください)

### 3.19 生徒(園児)募集停止の報告

- 募集停止は学校教育法等に定められた県への届出事項ではありませんが、県へ報告してください。
- また、募集停止の状態を長期間継続することは好ましくありませんので、再開のめどがない場合は、学校(課程・学科)の廃止を行ってください。

#### 【根拠規定】

報告書の提出	私学法第6条
--------	--------

#### 【提出書類】

生徒(園児)募集停止報告書	様式 48
理事会等の議事録写し	
在籍者の処置方法	
教職員の処遇方法	
当該学校(課程、学科)の入学者数の過去5年間の推移	
当該学校(課程、学科)の生徒数の過去5年間の推移	

#### 【提出期限】

隨時(募集停止前に必ず御提出ください)

## 4 各種證明

## 4.1 特定公益増進法人の証明

- 学校法人等が、寄附金を受ける際に、所得控除を受けるためには所轄庁から所得税法施行令及び法人税法施行令に定める特定公益増進法人である旨の証明を受けておく必要があります。
  - 寄附金の使途は法人の主たる目的である業務に関連することが必要で、記念式典の経費、記念品購入等その他教育研究に直接的に関わらない事業の用(主に管理経費)に供された場合は、当該寄付金は優遇措置の対象と認められません。
  - 有効期間(発行の日から5年)が満了した場合には、募集した寄付金の額及び使途について県に報告してください。
  - 証明書の有効期間中に解散等の事由により資格を失ったときは、ただちに当該証明書を返還してください。
- ※ 上記の他に、日本私立学校振興・共済事業団を通じて会社等法人から私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの(「受配者指定寄附金」といいます)として寄附を受ける場合は、会社等法人は寄附金全額の損金算入が認められています。会社等法人からの寄付が予定されている場合は、日本私立学校振興・共済事業団助成部寄付金課へお問い合わせください。

### 【根拠規定】

所得税の寄附金控除	所得税法第 78 条第 2 項第 3 号 所得税法令第 217 条第 4 号 所得税法規第 40 条の 9
法人税の寄附金損金算入	法人税第 37 条第 4 項 法人税法施行令第 77 条第 4 号 法人税法規第 23 条の 2

### 【提出書類】

特定公益増進法人の証明申請書	様式 18
学校法人等寄附行為	
学校法人等登記簿謄本(全部事項証明書)	
寄附金募集要綱	参考様式 17
寄附金実績報告書(募集期間終了後)	参考様式 18

### 【提出期限】

隨時

※募集期間終了後に実績報告書の提出が必要です。

## 4.2 税額控除対象法人の証明

- 学校法人等が寄附金を受ける際に、寄附者が税額控除を受けるためには、学校法人等が租税特別措置法に定める税額控除対象法人であることの証明を受けておく必要があります。
- 証明を受けるためには、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

### 【要件1】

実績判定期間(過去5年度)に3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が平均して年に100人以上おり、かつ寄付金額が年平均30万円以上あること。

ただし、以下①、②のいずれかの場合には、判定基準寄附者数の数え方がそれぞれ①、②のとおり緩和されます。

- ① 実績判定期間内に設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合  
⇒ 当該事業年度の判定基準寄附者数は、以下のとおり計算して100人以上いれば良いものとします。

$$\text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5,000}{\text{定員等の総数} (\text{当該定員等の総数が500名未満の場合は500})}$$

- ② 実績判定期間内に公益目的事業費用等の額の合計額(学校法人会計基準の事業活動計算書のうち、「事業活動支出」と「事業活動外支出」の決算額の合計額)が1億円未満の事業年度がある場合  
⇒ 当該事業年度の判定基準寄附者数は、以下のとおり計算して100人以上いれば良いものとします。

$$\text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1\text{億}}{\text{公益目的事業等の額の合計額} (\text{当該事業の合計額が1千万円未満の場合は1千万})}$$

### 【要件2】

実績判定期間(過去5年度)における経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が1／5以上であること。

- 証明書の有効期限は5年間です。税額控除対象法人の証明を受けた場合には、寄附行為、役員名簿、財産目録等、給与規程、支出した寄附金の額や相手先の情報、寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類等を主たる事務所に備え付け、閲覧に供する必要があります。  
また、閲覧に供する必要はありませんが、事業年度ごとに寄附者名簿を作成し、5年間保存しなければなりません。

### 【根拠規定】

税額控除	租税特別措置法第41条の18の3第1項第1号口 租税特別措置法令第26条の2第1項第2号
------	---

### 【提出書類】

税額控除に係る証明申請書	様式 19
【要件1】の場合	
①寄附者名簿	
②チェック表	
③実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度 がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料(現行の学(園)則等)	
【要件2】の場合	
①寄附者名簿	
②チェック表	
③受入寄附金総額や総収入金額が分かる財務諸表等	

### 【提出期限】

隨時

### 4.3 相続税非課税対象法人の証明

- 財産の相続又は遺贈を受けた者が教育研究に供するため、学校法人等に当該財産を贈与(寄附)した場合、相続又は遺贈を受けた者の相続税について非課税となる措置があります。  
この措置を受けるには、当該学校法人等がこの制度の対象の法人であることの所轄庁の証明が必要となります。

#### 【根拠規定】

相続税非課税対象法人の証明	租税特別措置法第70条第1項 租税特別措置法令第40条の3第4号
---------------	-------------------------------------

#### 【提出書類】

租税特別措置法施行令第40条の3第4号に掲げる法人であることの証明申請書 寄附行為 贈与財産の概要(財産の明細、財産の使用目的、寄附者の氏名、学校法人等と寄附者の関係、寄附者の相続税申告書提出期限)	様式 20
---	-------

#### 【提出期限】

隨時

## 4.4 登録免許税非課税証明

- 学校法人等が校地(直接に保育又は教育の用に供する土地)や校舎等(保育又は教育上直接必要な附属建物)の所有権等の保存登記を行う場合は、登録免許税法第4条第2項の規定により登録免許税が非課税となります。
- この場合、校地や校舎が非課税となる不動産に該当する旨を証する知事の証明書が必要となります。
- 校舎については、表示登記のみを行い、保存登記をしていない事例があるようですが、学校法人等財産の適正管理の観点から、本非課税措置を活用し保存登記をしてください。

### 【根拠規定】

非課税	登録免許税法第4条第2項 登録免許税法別表第3
添付書類	登録免許税法施行規則第2条

### 【提出書類】

登録免許税非課税証明願(2部)	様式 51
校舎(地)変更届	
不動産の登記簿謄本(全部事項証明書)写し	
現校地・校舎と購入する不動産の位置関係を示す図面	
写真(外観、内観がわかるもの)	

### 【提出期限】

隨時

### 【留意事項】

証明手数料として1通につき熊本県収入証紙400円が必要となります。

## 4.5 税理士試験受験資格に係る課程証明

- 専修学校の修了者で税理士の受験資格があることを証明するためには、その専門課程が  
(1) 修業年限が2年以上  
(2) 課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上  
であることが必要です。

### 【根拠規定】

税理士受験資格	税理士法第5条第2号 税理士法施行規則第2条の2
---------	-----------------------------

### 【提出書類】

税理士受験資格証明願	様式 52
学則	
教育課程表(総授業時数確認用)	

### 【提出期限】

隨時

## 熊本県私立学校等に係る認可申請手続要領

### (趣旨)

第1条 学校法人及び私立学校に関する法令に基づき、熊本県私立学校審議会への諮問が必要となる学校法人の寄附行為の認可（学校法人設立の認可）並びに私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「私立学校等」という。）の設置等の認可の申請の手続については、この要領に定めるところによる。

### (設置等認可)

第2条 この要領において「設置等認可」とは、第4条に定める別表第1及び第5条に定める別表第2に掲げる認可申請事項をいう。

### (事前相談)

第3条 設置等認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる期日までに、私学振興課へ計画概要について設置基準等に適合しているか等の相談を行うものとする。

- 一 学校法人の設立及び私立学校等の設置の認可 事業計画書提出期限の6月前
- 二 一に掲げる事項以外の認可 事業計画書又は認可申請書提出期限の3月前

### (学校設置等の計画)

第4条 別表第1に掲げる設置等認可を受けようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置等に係る事業計画書を別表第1に定める期日までに知事に提出するものとする。

ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の学校設置等に係る事業計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を設置計画者に対し通知するものとする。
- 3 知事は、前項の審査をするに当たっては、熊本県私立学校審議会の意見を聴くものとする。

### (学校設置等の認可)

第5条 前条第2項で適当である旨の通知を受けた設置計画者は、学校設置等認可申請書を別表1に定める期日までに、別表第2に掲げる設置等認可を受けようとする者は、学校設置等認可申請書を別表第2に定める期日までに、知事に提出するものとする。ただし、知事が特別な事情があると認

めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の学校設置等認可申請書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を申請者に対し通知するものとする。

3 知事は、前項の審査をするに当たっては、熊本県私立学校審議会の意見を聴くものとする。

#### 附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表第1) 2段階審査となる認可事項

	認可申請事項	事業計画書提出期限	認可申請書提出期限
法人校	(1)学校法人（準学校法人）の設立	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
幼稚園、小学校、高等学校	(1)学校の設置	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(2)高校の学科又は課程の設置	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(3)収容定員の変更	施設の変更を伴う定員増の場合	変更予定年度の前年度の11月30日
専修学校	(1)学校の設置	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(2)課程の設置及び目的変更（分野設置）	設置予定年度の前年度の6月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(3)各種学校が専修学校に移行する場合の専修学校の課程の認可	施設の変更を伴う場合	移行予定年度の前々年度の11月30日
各種学校	(1)学校の設置	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(2)収容定員の変更	施設の変更を伴う定員増の場合	変更予定年度の前年度の11月30日
設置者の変更	(1)私立学校の設置者変更（個人→別の個人、個人→学校法人等、学校法人等→別の学校法人等）	新たな学校法人等の設立や施設の変更を伴う場合	変更予定年度の前年度の6月30日
			変更予定年度の前年度の11月30日

(別表第2) 1段階審査となる認可事項

	認可申請事項	認可申請書提出期限
学校法人	(1)学校法人等の組織変更 (学校法人→準学校法人)	設置予定年度の前年度の11月30日
	(2)学校法人の解散 (理事の3分の2以上の同意又は目的たる事業の成功的の不能による場合)	隨時
幼稚園、小学校、高等学校	(1)学校の廃止	廃止予定年度の前年度の11月30日
	(2)高校の学科又は課程の廃止	廃止予定年度の前年度の11月30日
	(3)収容定員の変更	定員減又は施設の変更を伴わない定員増の場合
専修学校	(4)広域通信制課程に係る学則の変更 (収容定員変更を除く)	変更予定年度の前年度の6月30日
	(1)学校の廃止	廃止予定年度の前年度の11月30日
	(2)課程の廃止及び目的変更（分野廃止）	廃止予定年度の前年度の11月30日
各種学校	(3)各種学校が専修学校に移行する場合の専修学校の課程の認可	施設の変更を伴わない場合
		移行予定年度の前年度の11月30日
	(1)学校の廃止	廃止予定年度の前年度の11月30日
各種学校	(2)収容定員の変更	定員減又は施設の変更を伴わない定員増の場合
		変更予定年度の前年度の11月30日
設置者の変更	(1)私立学校の設置者変更（個人→別の個人、個人→学校法人等、学校法人等→別の学校法人等）	施設の変更を伴わない場合
		変更予定年度の前年度の11月30日

